

松本平のエビス信仰（上）

——西宮恵比寿神社の神札頒布にかかわらせて——

田中宣一

はじめに

エビス⁽¹⁾神の信仰は日本列島各地に広く分布し、現在でも日本人の信仰生活に軽からぬ比重を占めているが、このうちでも長野県の松本平は、エビス信仰の濃密な伝承地域のひとつと思われる。松本平を市町村単位に細かくみれば、エビス神を祀る数多くの小社祠が存在してそれぞれ信仰を集めているのであるが、中心都市である松本市には、筆者の知るかぎり、十一月二十日前後のエビス講にさいし、数多くの信者に支えられて賑わう神社が少なくとも四社存在し

ている。西宮恵比寿神社、深志神社、四柱神社、恵比寿神社がそれである。

西宮恵比寿神社は、松本市の東北部はずれの浅間温泉の高台に鎮座し、松本平の主として農村地域の信仰に大きな影響を与えていた。小稿の主題であるため、これについては後述する。

他の三社はいずれも市街地に鎮座し、主として商業に携わる人々に支えられている。

そのうち深志神社は、市街中央部を流れる女鳥羽川より南の旧城下町南部域商店街の古来の中心神社である。古くこの一帯が宮村町と呼ばれていた頃には諏訪の神（建御名方命）である宮村大明神が祀られており、そこに領主小笠原氏が他の地に勧請して北野天満宮をここに合祀して、天保十二年（一八四二）に深志神社となつた。したがつて祭神は建御名方命と菅原道真公であるが、いつの頃からか社殿を並べ相殿神のようにして大国主神・事代主神も祀られており、これが深志神社のエビス神である（本殿の右後方、すなわち本殿の向かって左後方にこの小祠がある）。

正月十日・十一日の松本の初市は、武田信玄が上杉謙信に塩を送つたとする故事にちなむ塩市に起源するという伝承を持つ。この初市は江戸時代にはすでに飴市として大盛況を呈し、現代にもその伝統は継承されているが、飴市と呼ばれる松本の初市は深志神社にかかるものである。この初市は市神祭とも称され（深志神社境内に市神宮が祀られている）、エビス神とも無縁ではないが、深志神社のエビス神の祭祀はこれとは別に、十一月十九日・二十日のエビス講

に行なわれ、さらに前日の十八日にはこの神社特有の「えびす神お里帰り祭」というものが執り行なわれている。エビス講にさいしては独自のエビス・大黒の神札も頒布している。

四柱神社は女鳥羽川より北の旧松本城の堀の埋立地に発展した商店街に鎮座しており、成りたちは深志神社とは相當に異なつて、明治十一年に東筑摩・西筑摩・南安曇・北安曇・諏訪・上伊那・下伊那のいわゆる南信七郡の神職や有志により、造化三神と天照大神を祭神として創建された神社である。地域住民の自然な信仰に発し住民に密着し発展していった神社というわけではないが、その後ここの神道祭が、多くの住民の信仰を集めようになつていった。また別に、昭和二十七年には美保神社と出雲大社（いずれも島根県）よりエビス・大黒の二神を勧請して境内に恵比寿神社を創建し、周辺商店街の支持を得て、現在では十一月十九日・二十日のエビス講の日や一月十日（初エビス）に祭りが盛大に行なわれている。そして、この神社独自のエビス・大黒の神札を頒布するまでになつてゐる。松本市では、いわば後発のエビス神信仰の中心神社と言えよう。

恵比寿神社は、市内の商店街のうちで古くより栄え商店街の中心ともいえる旧本町二丁目の住民によつて祀られており、深志神社の前の地に鎮座している。社殿内には、祭神の事代主命と大国主神とは別に、風折鳥帽子に鯛を抱いた一メートル五〇センチほどの立派なエビス像が祀られており、これについては次のような話が伝えられている。すなわち、江戸時代の享保年

間、深志神社の祭礼のとき本町一丁目の舞台に据えられていたこのエビス像が、二丁目の舞台の大黒像とすれちがつたさいに、笑いあつたというものである。大正時代中期に社殿を新築して以降、エビス講のときには社殿内に据え祀るようになつたのだといふ。⁽²⁾

この神社には神職は常住しておらず、十一月十九日・二十日のエビス講に深志神社の神職が来て祭典を執行し、旧本町一丁目の人々によつて祭りが執り行なわれている。昭和四十年前後までは、本町の商業活動の母体である「本町えびす会」という組織もあり、この組織が中心になつてエビス神の世話をしたのでエビス講の日には賑やかであつたといふ。深志神社に隣接して鎮座し祭典にもその神職が訪れるので、歴史上深志神社とかかわりがあつたのかもしけないが、現在は別の神社である。

ところで全国のエビス信仰を見渡すと、エビス神は、現在、漁業を営む人々のあいだでは豊漁を授けてくれる神として、農家では田の神・作神の一種として、商家では商売繁盛の神として祀られている。まさにわが国を代表する民俗神だと言つてよいであろう。

未開の異俗の人々というほどの意味のエビスを名とするこの神は、最初は漁業神として信仰され、室町時代の畿内を中心とする福神信仰の高まりのなかで鳥帽子姿の鯛を抱いた神としてイメージされ、商工業者のあいだに広く受容されるようになり、江戸時代以降には農村部にも浸透していく。そしてその過程でエビス神には、神社側もしくは神道家によつて、主として

記紀神話に登場する蛭子（蛭兒）とか事代主神が比定されていった。

松本市の場合でいうと、小稿で述べる西宮恵比寿神社のエビスは蛭子（蛭兒）系であり、深志神社と四柱神社のエビスは事代主神系である。松本平には、地域柄として漁業神のイメージは薄く、西宮恵比寿神社のエビス神は主として農業神として、深志神社と四柱神社のエビス神は主として商業神として信じられているのである。ただこの相違は、あくまでもエビス神を受容し信仰しようとした人々の思惑から生じたことであつて、蛭子（蛭兒）・事代主神の本来の性格に由来することではない。このへんがまた、民俗神としてのエビス神の興味深い点だと言えよう。

このようなエビス神の信仰が各地に受容され定着していくにあたつては、エビス神の神威を発信する中心地や宣傳者の存在が必要であった。⁽³⁾

小稿は、松本平農村部へのエビスの神札頒布の中心神社である西宮恵比寿神社の性格と、神札の頒布圏、頒布の組織をみるとことにより、エビス神の浸透定着およびその継承の一端を明らかにし、同時にそことでのエビス信仰について述べることを目的にしている。

一、西宮恵比寿神社の創建と神札頒布

1、神社の成立と祭り

西宮恵比寿神社は、兵庫県西宮市の西宮神社（各地の西宮神社と区別するため、以下これを西宮本社と呼ぶ）の神札を頒布しており、元来これを目的に創建された神社だと言つてよいだろう。

西宮本社では、江戸時代の初中期以降、東日本の国ごとに社用係を置いて西宮社人によるエビス像の神札頒布を積極的に行なってきた。当然これに伴いエビス信仰の宣布もなされたはずで、その結果、在来の民間信仰と習合しつつ東国各地にエビス神の信仰が広まつていった。漁業神・商業神として発達したエビス神が、現在、東日本に広く作神・農業神として信仰されているのはこのためである。

信濃国における西宮社人の活動や明治維新後のそれらの去就を筆者はいまだ詳らかにしていないが、現在（平成十二年現在）西宮本社では、長野県全域に四十四人の神札頒布の人を依頼して、エビス像を主とする西宮本社発行の神札を届けている。

このうち東筑摩郡を中心に北安曇郡のだいたい南半分にまでわたるいわゆる松本平には、頒布する人が二名いる。一名は大町市の西宮神社の神社総代の人で、ここでは大町市を中心とし

たその周辺部に三〇〇余体の神札を頒布している⁽⁴⁾。もう一名が松本市の西宮恵比寿神社の宮司で、松本平一帯に二万五〇〇体ほど頒布している。前者に比べて格段に規模が大きい。

大町市の西宮神社にしろ松本市の西宮恵比寿神社にしろ、西宮本社の神札の頒布を目的として創建され存続している神社といってよく、例祭日を、周辺地域のエビス講の日である十一月二十日とその前日の十九日（宵宮）と定め、両日は参拝者で賑わっている。

松本市浅間温泉の奥の高台に鎮座している西宮恵比寿神社は、兵庫県西宮市の西宮本社から勧請した神社である。しかし、初めからこの地に鎮座していたわけではない。現在地に本殿を新築して遷宮してきたのは、昭和二十七年のことである。その後、徐々に拝殿や鳥居・社務所などを完備していく。

創建年月や勧請の由来、勧請当初の様子、現在地への遷宮のいきさつなどは、関係者宅にしかるべき資料が保存されていないようなので、確かなことは現段階では未詳としか言いようがない。しかし、いくらかはわかる。地元の『信陽新聞』の記事をたよりに現時点での筆者の把握していることを記すと次のようである。明治二十四年、現宮司の曾祖父にあたる宮沢宗吉氏が西宮本社から勧請したエビス像を祀つており、大正十四年には祖父が、深志神社境内南方に西宮講社の西宮神社として小さな社殿を構えてその像を祀り、松本市域（そのころは松本町）や周辺の農村地域のエビス信仰の中心にした。しかし昭和二十年代初期に維持が困難となつて廃

社し、一時エビス像を自宅に祀りつつ新社殿の適地を探し、昭和二十七年に現在地に新築して遷宮したというものである。⁽⁵⁾

現宮司によると、明治時代前期、曾祖父は旧本町五丁目で薬屋を営んでいたそうであり、その薬屋の営業と直接に関係あるのかどうかはわからないが、明治前期に西宮本社の神札を頒布するようになったというのである。筆者が考えるに、宮司宅はかつて各地にいた西宮社人の系譜を引く家か、もしくはその曾祖父が西宮社人と何らかのかかわりを持つ人だったかと思われる。とにかく宮司宅では、すでに明治前期から松本平一帯に広く西宮本社の神札の頒布活動を行なつていた。そのような頒布活動を背景に、西宮本社からエビス神を勧請したり、小社を設けて人々のエビス信仰の拠点にしたのである。

現時点ではそれくらいしかわからないが、それほど古いことでもないので今後の調査次第で詳細が明らかになつてくるかもしれない。しかし、未詳の部分が多いのは残念であるが、松平におけるエビス神関係の神札の頒布圏や頒布方法、農村地域でのエビス信仰の実態について述べておくことは、わが国の有力な民俗神としてのエビス神の信仰を解明するうえで意味があると考えている。

西宮恵比寿神社のご神体は、恵比寿・大黒および五穀だという。恵比寿・大黒は高さ二十七
ンチほどのエビスと大黒の木彫の神像一対で、いつごろの誰の作かは不明である。五穀とは小

松本平のエビス信仰（上）



写真1 西宮恵比寿神社

さな壇に入れられた五穀（五種の穀物）のこととで、かつて信者が奉納したものをそのまま神体として祀っているのだと伝えられている。

例祭日は十一月二十日で、午前中に祭典が執行される。しかし祭典に訪れる人は寥々たる数である。それに対し、前日の午後遅くから始まる宵宮の祭典への参加者は多い。このほか、一月十日の初エビスにも祭典を執行している。

参拝に訪れる人は、神社から依頼されて地域の配札の責任者になつている人（この人は総代と呼ばれている）や講の当番の人（主で（総代や講の当番については後述）、これに代々エビス神に特に心を寄せているような家の人）が加わるというかたちになつ

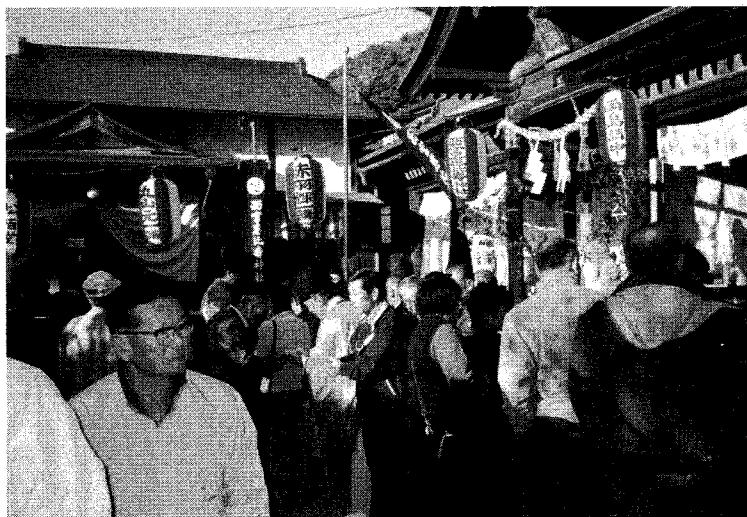


写真2 西宮恵比寿神社の宵宮の賑わい

ている。かつては七〇〇から八〇〇人という多くの参拝者がいたらしい。近年はだいぶ減って二〇〇～三〇〇名だというが、平成十三年の宵宮に筆者が参拝したところ境内は人で溢れていたので、賑やかさは維持されていると言えよう。

総代や当番が参拝に訪れるのには、信仰心がなくては訪れる気になれないが、ほかにもう一つ実務上の理由がある。それは講の当番としてのつとめである。一定の用紙に講員の名と翌年どの講員がどの神札の領与を希望するかを記してこの日に持参し、同時に講員分の代参の神札を受け取つて帰るというつとめがあるからである。代参の神札とはエビス像・大黒像の神札（これらはすでに各家に届けられている）とは別で、

この神社において独自に発行している「西宮戎神社代参祈禱璽」と記された札である。神社側では、このときに提出された用紙にもとづいて翌年のエビス関係神札の希望数を調べ、西宮神社にその旨連絡し、翌年西宮本社から届いた神札を配札ルート（これについては後述）を通して、秋のエビス講にまにあうように各崇敬者（講員）宅に届けるというわけである。

このようにして宵宮に参拝に訪れた人のほとんどは、地域ごとに固まって浅間温泉の各旅館に宿泊するのであり、秋の収穫後のこの時期の西宮恵比寿神社への代参は、周辺農村部の人々にとつて地域の親睦旅行ともなつてゐる。

2、崇敬者の範域

それでは西宮恵比寿神社の崇敬者はどれくらいの範域におよんでいるのであろうか。神札の頒布を受ける人（家）が崇敬者というわけなので、その頒布域を地図上に記すと、図1のようになる。ただ、このなかには近年頒布をとりやめた村が一、二含まれていてことをお断りしておくが、それでも、東筑摩郡を中心にして西筑摩・南安曇・北安曇・諏訪・上伊那・更級といふ実に広い範域にわたつて頒布活動がなされ、崇敬者を有していることがわかる。ここへ、二万五〇〇〇の神札が頒布されているのである。

お膝元の松本市を含むかつての東筑摩郡域には、全市町村に頒布されている。西筑摩郡（木



図1 長野県旧郡域と頒布町村名

註1 宮司談および、神社拝殿の諸寄附の額に記された名前より作成。

註2 市町村名は昭和54年現在のもの。

註3 ◎をした（長野市）は県庁所在地を示しただけで、頒布先には含まれない。

松本平のエビス信仰（上）

曾郡）は植川村（ここは贊川の二〇戸ほどのみ）だけであるが、南安曇郡域の松本平の一角をなす諸町村には、すべての町村に頒布されている。北安曇郡域は七市町村のうち、五市町村に頒布されている。同郡最北の小谷村には北小谷・姫川温泉・中土に八〇戸ほどの崇敬者があるが、ここへは神札を直接には持参せず、頒布の地域責任者として依頼している総代家に郵送しているようである。

松本平より南の諏訪郡域や上伊那郡域はそれほど密ではない。諏訪郡域は三市二町一村のうち、二町のみである。最も南の富士見町には辰沢地区に三三〇ほど、御射山神戸に一一、柄の木に三〇ほど、区長に頒布を依頼している。上伊那郡域は二市四町四村のうち三村に頒布しているにすぎない。

これ以外では、更級郡域で東筑摩郡に隣接した大岡村（芦の尻へ一八）のみである。

このようにみてくると、かつての東筑摩郡域に最も濃密に頒布され、それに隣接する北・西・南の地域が頒布域と言える。東筑摩郡よりも東の方、すなわち長野県において北信とか東信と呼ばれている地域にはまったく頒布されていない。また、下伊那郡やいわゆる木曽山中の諸地域にもおよんでいない。（なお、これらの地域には松本の西宮恵比寿神社の勢力がおよんでいないというだけであつて、西宮本社の神札を配る人は別にいるのであり、これらの地域においてもエビス信仰は盛んである。）

3、神札の種類と頒布方法

現在、西宮恵比寿神社では、先に述べたように代参に訪れた人にわたす神札は発行しているが、エビス関係の神札は独自に発行しておらず、この神社で頒布するエビス神関係の神札はすべて西宮本社から届けられるものである。現在、図2のようなエビス像（西宮大神宮、神札a）と大黒像（大国主大神、神札b）の神札が一对にして二万五〇〇ほど、崇敬者（崇敬者は信者でもあり西宮恵比寿神社の組織するエビス講の講員でもある）宅に頒布されている。かつてはもつと多かつたらしいが、崇敬者宅が世代交代し、新しい世代の人が農業を後継しないためにエビス神への関心が薄かつたり、いわゆる新宗教の信者などであつたりすると、もう神札を受けないというようなことになり、漸減傾向にあるのだという。エビス像・大黒像以外に、田の神像（西宮大神宮五穀成就、神札c）の神札も七〇〇〇ほど頒布されている。これらがこの神社から頒布されている神札のすべてである。いずれも西宮本社から全国に頒されている一般的な神札で、とくに珍しいものではない。

ただ、昭和期末ごろまでの前宮司時代には、エビス像だけ西宮本社から届けられるものを頒布し、大黒像と田の神像は、西宮恵比寿神社固有の板木を用いて独自に発行していたというが、その板木は筆者の知るかぎり現存していない。二十年ほど前の宮司交替のときに、頒布神札についてひとつ転換のあつたことが推測できる。

松本平のエビス信仰（上）



神札 b



神札 a



神札 c

図2 頒布されている神札

このような各崇敬者への神札の頒布は、毎年、益すぎの八月半ばごろから十一月初旬までの二ヶ月余の間になされる。車社会になり山間域でも道路事情のよくなつた現在では、基本的に宮司ひとりでこの作業を行なつてゐるが、交通の発達する以前には、この期間だけ、宮司宅で近所の人を頼んで手分けして松本平全域に頒布に歩いていたという。その際、各地域の主だった崇敬者宅には宮司が訪問し、神棚に向かつて祝詞の奏上などもしていたという。

いま、二ヶ月余にわたつて崇敬者宛に頒布していると述べたが、二万五〇〇〇（かつてはそれ以上）もの家へ各戸訪問するのはとても無理である。そこで地域を細分し、講を組織し、神社からはその地域にまで神札を届ければよく、それから先は、その地域に責任者とでもいってべきエビス講の総代を依頼してその総代から各講の当番へ、当番から講員（崇敬者）各家に神札が届くというような組織が、松本平一帯に確立されているのである。あるいは、総代から直接に各講員に届けている地域もある。このようにエビス像をはじめとする西宮本社の神札は、西宮本社—西宮恵比寿神社—総代—（講の当番）—各家というルートをたどつて、松本平一帯の崇敬者宅に配札される仕組みが確立されているというわけである。

それでは、総代とか講の当番にはどのような人が就任し、講とはどのような性格のものなのであろうか。少し説明しておく必要があるだろう。

まず、地域の頒布責任者としての総代であるが、西宮恵比寿神社では現在このような人を五

〇〇名ほど依頼し、神社からその地域へ、前もって希望のあった数だけの神札を届けている。総代は、かつてはエビス神への信仰心の篤い人がつとめていた。現在でも世襲のようなかたちで親から引き継いでその任をつとめている人は少なくないが、そうでない人も増えている。世襲のように引継いできた家であっても、世代が交替すると若いサラリーマンでは領布作業をこなす時間と熱意が十分に備わらず、総代を辞退することになる。その結果、従前の家の人に代わって、地域の氏神社の氏子総代であるとか、区長・自治会長というような役職の人、老人会・婦人会の役員とかが担当する例が多くなっているのである。当然そういう人のすべてがエビス神への信仰が篤いとは限らない。しかし、そのような役をつとめる人は、その地域で生まれ育った人が多く、家も崇敬者宅であり子供の頃からエビス神には馴染の深い人が多いので、現在のところ問題も特段表面化せず、エビス像などの神札領布の地域責任者を担当しているというわけである。

次に講と講の当番についてであるが、エビス講は一講が五人（五戸）単位で組織されている。これについては本城村などの事例を挙げてさらに後述するが、とにかく一講は原則として五人単位になつており、ほとんどの場合、一年交替でそのうちの一人が講の当番をつとめている。したがつて総代は、神社から届いた神札を、総代自身が各家一戸ずつに届けている場合もあるが、数の多い場合にはそれぞれの講の当番宅に届け、その当番が、どんなに遅くとも家々の年

中行事としてのエビス講の宵宮の日である十一月十九日の前日までに、各講員（崇敬者）宅に神札を配るということになっている。各家ではその神札を神棚に祀り、十一月十九日・二十日には、家々の年中行事としてのエビス講を祝うというわけである。

ところで、総代と講について若干補足しておくと、一人の総代が領布を受持つ講員の数は、地域によってさまざままで、二〇戸ぐらいの人もあれば、三〇〇戸を越えるような場合もあるようである。また、講とはいっても念佛講とか庚申講のように、日を決め集まって講行事を営むというような性格のものではなく、当番が神札を配つたり翌年の神札希望者を募る組織にすぎず、エビス神を祀る行事そのものは各家単位で執り行なわれているのである。

二、村落内の神札領布とエビス信仰

——東筑摩郡本城村を例として——

1、本城村の領布数

東筑摩郡本城村において長年にわたって領布を担当している総代の一人、丸山一利氏（昭和二年生）によると、平成十三年現在、本城村の旧西条を除く地域には、西宮恵比寿神社からのエビス像・大黒像（これに田の神像が加わる家もある）を受ける崇敬者宅が二三三家ある。内

訳を地区別でみると、大沢新田が三〇（三四。この括弧内の数は『本城村誌（民俗編）』による平成六年現在の行政戸数。以下同じ）、立川地区が二三（二九）、岩戸地区が三四（三九）、竹之下地区が三〇（四五）、田屋地区が一八（三九）、八木地区が三〇（五三）、乱橋地区が七〇（一一）、丸山町が二二（六三）、十四区が三〇、十五区が一七となつて⁽⁶⁾いる。この地区というのは行政の最末端をなす組織であるとともに、ほとんどの地区が神社とか小祠を中心とした祭りの母体であつたりムラ仕事を共同で行なつたりする、古くからまとまりのある集落である（地元では部落と通称していたこともあつた）。

右のうち、十四区・十五区は筆者には地区内の事情がよく呑み込めず、行政戸数というものを確認できないので除くとして、他の八つの地区だけでみると、戸数四一三のうち二六六、すなわち六五パーセントほどの家が神札を受けていることがわかるのである。戸数には新しい分家や移入家なども含まれているので、六五パーセントという数は高いと言えるのではないだろうか。

2、講の実態と頒布方法

これら地区ごとに、頒布する人が決まっている。乱橋地区だけは区長が頒布を担当し、乱橋以外の地区には、代々世襲のようにしてその地区内の同じ人が、毎年、各戸に直接に届けると

か、講の当番宅に届けるとかして神札を頒布しているのである。原則として一講は五戸を単位としているが、他出したり講から抜けたりした家もあるので四戸以下の講もあり、極端な例としてメンバーが一戸になつてある講も存在している。講の組み方や頒布の仕方は地区の内情によつて若干異なるので、先の丸山氏が担当している岩戸地区をひとつの例としていくらか詳しく述べていきたい。

岩戸地区の戸数は、平成十三年現在三九である。そのうち神札を受けているのは三五戸である。残りの四戸は新しい分家であつたり、宗教の関係（キリスト教など）でこの神札を受ける組織に参加していない。三五戸のうち、エビス像・大黒像をセットにして受けている家は三五戸すべてであり、このうちエビス像・大黒像に加えて田の神像も受けている家が九戸ある。さらに十一月十九日・二十日の西宮恵比寿神社への代参に参加する意志があつて（実際に行くかどうかは順番が回つてくるか否かによるが）、代参の神札を受ける家が三五戸中一八戸ある（代参については後述）。

丸山氏は現在、講の当番宅へではなく、岩戸地区三五戸すべてに頒布に歩いている（その年に不幸があつて受取りを遠慮する家に対しては、丸山氏宅で年内だけ預かり、翌年正月が明けてから持参しているという）。丸山氏がこれを担当するようになつたのは昭和四十三年からで、父親の跡を継いで頒布するようになつたのである。丸山氏は先祖が他所から来た屋根職人であ

り、父親が、かつて本城村全体の頒布を担当していた同じ屋根職人から同職のよしみで頒布の仕事を依頼されたのだという。父親が依頼されたのは、大沢新田・立川・岩戸など同じ谷筋の幾集落かで、初めはこれら幾集落かすべてを担当していたが、なかなかたいへんなので、徐々に一集落ずつその集落の知り合いの人に頼むようにしていき（炭焼きもしていたのでそういう仲間に依頼していくようである）、昭和四十三年に丸山氏が引継いだときは岩戸地区（集落）だけになっていたという。以来、一貫してこの地区は丸山氏が担当している。

ところで一講の戸数であるが、西宮恵比寿神社のエビス講の単位は五戸が原則で、岩戸地区でも近年まではこの原則どおりだった。したがって岩戸地区には七講存在していったことになる。そして一講五戸のうち、毎年一戸（一人）が十一月十九日・二十日に西宮恵比寿神社へ代参に出かけていたのであるが、そのうち、神札は受けたいが代参に出かけることはできないという家が多くなり（勤め人が多くなり平日に休むことが困難になつたり、老齢家族で病気がちの人だけだつたり、一人家族になり家を空けることができなくなつたなどというのがその理由）、講の組替えをしたのである。すなわち、代参に行くことが可能でしかも行く希望のある家を調べたところ一八戸あつたので、かつての七講と講数においてそれほど違わないようとにと考え、三戸ずつで一講とし全体で六講としたのである。そして現在は、各講からの当番が一人ずつと三代をつとめる丸山氏の計七名が代参に出かけている（このほか当番以外に希望者の加わること

もある)。

丸山氏とともに代参に出かけた岩戸地区の人々は、祭典に参列し（宵宮の祭典のみがほとんどである）、自分の講の代参の神札を受け（この神札は帰宅後に他の二戸に配る）、丸山氏が翌年の岩戸地区のエビス像・大黒像・田の神像の希望数を神社に届け出る。そしてその夜は浅間温泉に宿泊し、翌日帰宅するのである。岩戸地区からの代参者は毎年七名であるが、先に述べた各地区からも代参に来るので本城村からの仲間は四〇名ほどになり、旅館での夕食どきは賑やかな話合いの場となるという。

3、代参講の雰囲気と人々のエビス講

このよだな代参の雰囲気について、「本城村誌（民俗編）」は次のように平易に紹介している。

十一月十九日の夜、「えびす講」の代参の人たちは浅間温泉に出かけます。この日、午後三時より、上浅間にある西宮えびす神社で前夜祭があります。

代参の人々は西宮えびす神社にもうで、御はらいを受け、ご祈祷をしてもらい、代参のお札を受け、指定された旅館に格安で泊まります。

この旅館では、六時より夕飯がでます。代参とはこの旅館でお風呂に入ったり、夕飯を食べるここまでをさします。平成八（一九九六）年度の代参人の性別はおよそ半数が女性です。

これは戦前より続く伝統で、外泊の機会の少なかつた女性にとつては、またとないレクリエイションであったことでしょう。⁽²⁾

このなかの「戦前より続く伝統」だというのは間違いで、昭和二十七年の浅間温泉への遷宮後のことではあるのだが、農家の人々にとつては、戦後ずっと秋の収穫後の親睦を兼ねた代参だったのである。丸山氏が総代を引継いで代参に行き始めた昭和四十年代には、浅間温泉には芸者もたくさんいたので、代参に当たった人のほかに多くの若い衆も参加して賑やかな宿泊旅行だったという。この日には松本市街でも花火を打上げたりエビス大売出しをしたので、宿から皆でタクシー相乗りで街へ出て、花火見物したり買物なども楽しんだという。

ただ交通機関が発達してくると、これ以外にも旅行の機会が増え、この浅間温泉への代参がかつてほどには親睦旅行としての意味を持たなくなりつつある。そのため現在は、この旅行が代参プラス遊びとか骨休めを兼ねた一泊旅行というよりも、良く解釈すれば本来あるべき信仰に支えられた代参に変わりつつあると言え、そのぶん賑やかさは少なくなつてゐるようである。

ここで、肝腎の各家での年中行事としてのエビス講のしかたについて述べておこう。先の『本城村誌（民俗編）』には、次のように紹介されている。

一般の家庭では、働きにでかけた「えびすさま」が、帰つてこられる日だといって、心をこめてお迎えをします。えびすさまは勝手から入つてこられるというので、勝手の間にある

神棚に三神御姿をはり（筆者註：三神御姿とはエビス像・大黒像・田の神像のこと）、お灯明をともし、お神酒を上げ、おこわを炊き、夕食にはお汁と頭つきの魚をそなえます。魚はさんまの場合が多いようです。

この時期は、悪天候になり、雪が舞つて荒れることが多いので、これを「えびす講荒れ」といっています。⁽⁸⁾

右の紹介によつて、この地にはエビスの去來が伝承されていることがわかる。また、不具神の伝承は伴わないようだが、エビスは玄関から入つてくるのではなく勝手口から入りエビス棚も勝手の間にあるなど、一般の神とはどこか異なる神との心意も伝承されているように思われる。

これらのことと丸山氏の話によつていくらか敷衍すると、エビス講が近づくと、木彫りのエビス・大黒の像（かつて地域の彫刻の上手な人がこしらえてくれたものだという）などが祀られている勝手の間のエビス棚に、新たに頒布されたエビス・大黒・田の神の神札を祀り、神酒や飯、尾頭付のサンマなどを供え祝う。エビスは一年間働いて戻るのだからといい馳走して祝うとともに、一月二十日の初エビスには働きに出かけるのだといって灯明などを点じて簡単に祝う。年の暮には、他の神々の棚へと同様にエビスの棚にも神酒・飯・煮物などの馳走を供え灯明を点じるが、このほかエビス棚には鮭の尻尾を串に刺して供え、これは一年間そのままに

松本平のエビス信仰（上）

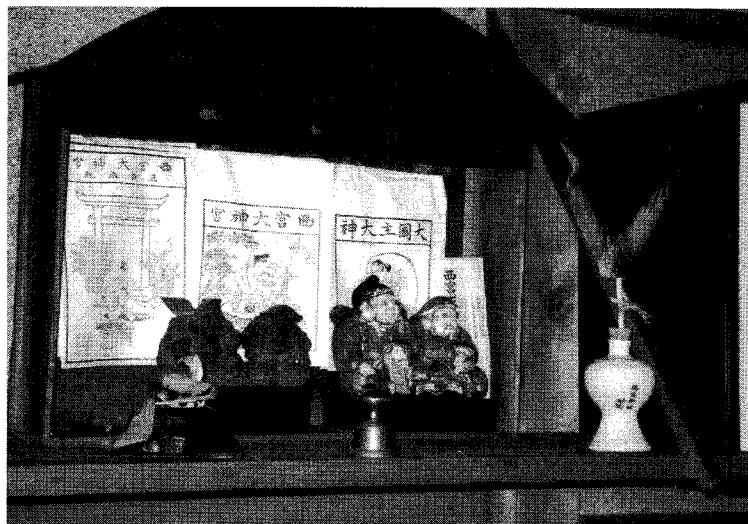


写真3 個人の家のエビス棚 エビス・大黒の彫像のうしろに、頒布された神札が祀られている。向かって右の方に、串に刺した鮭の尾の供えられているのが見える。

しておくという。

前年までのエビス関係の古い神札の処理についても述べておこう。十一月に入つて新しい神札が頒布されてくると、いったんは神棚に寝かせておき、十九日夜にエビス棚に祀る。このとき、古い札の上に毎年重ねて貼る家もある。一般に古い神札は多くの家では他の神札と一緒に、小正月の三九郎焼きに持つていって燃やす。このときに毎年持参して燃やす家もあれば、エビス関係の神札にかぎつて十年ぐらい重ねて貼りつづけ乱れてきたのをまとめて持参する家もある。家によつては燃やさずに、古い神札を束にし屋根裏の柱にしばつておく例もあるという。なお、

近年は三九郎焼きではなく、十二月二十五日に氏神である白山神社の広場に各家からさまざま
な古い神札を持ち寄り、神主に来て祓つてもらつたあとオタキビと称して燃やしているという。
エビス関係の神札と比較する意味で、岩戸地区の他の神札にも触れておこう。ここにはかつ
て御嶽神社と戸隠神社の神札頒布の世話人もいて配札されていたが、現在ではいなくなつた。
しかし御嶽神社の神札だけは地区に届けられているようで、毎年、天照皇大神・神明宮・白山
神社・アズマヤサマ（四阿屋様）・御嶽神社という五枚の神札を、区長が隣組長を経由して各
家に配札しており、これらの費用は区費から支出されている。このうち、白山神社は地区の氏
神であり、アズマヤサマも地区内に祀られている。春秋には御嶽神社の祭りもある。

おわりに

長野県松本市において、十一月二十日前後のエビス講のさいに、多くの人々が参拝して賑わ
うエビス関係の神社を概観し、そのひとつ西宮恵比寿神社についていくらか詳しく述べてみた。

同神社は、明治時代に兵庫県西宮市の西宮神社を勧請し、周辺諸地域に西宮神社のエビス関
係の神札を頒布する目的で創建発足した宗教施設であるが、その後発展を遂げ、近年やや減少
気味だとはいえそれでも現在、二万五〇〇〇体という多数のエビス関係の神札を松本平の農

村部に頒布し、同地域のエビス信仰に大きな影響力を保持している。小稿においてはその頒布域をおさえ、頒布の方法についてまとめてみた。その上で、東筑摩郡本城村を例にし、一地域内においてそれらがどのように頒布され、どのように講が組まれ、当該地域の家々においてエビス信仰がどのように伝承されているのか、不十分ながらその実態を明らかにした。

わが国の有力な民俗神であるエビスの伝承解明にはさまざまな接近が考えられるが、このようないくつかの事例の積みあげは欠かすことのできない作業である。

さらに本城村以外の農村部の実態を明らかにするとともに、商業地域のエビス神についても考えていただきたい。

（小稿をまとめるにあたり、宮澤左千夫氏・丸山一利氏・大池五八氏・塙原泉氏にはたいへんお世話になつた。記して心より感謝申しあげます。）

註

- (1) エビスの表記は、恵比須・恵比寿・戎・夷・蛭子・胡子などさまざまあるが、小稿では資料の引用部分や固有名詞を除いて「エビス」で統一したい。
- (2) 野村信次郎「恵比寿講について」『信陽新聞』（昭和二十五年十一月十八日）
- (3) 宣布者の問題について、筆者はかつて、「エビス信仰の伝播と神去来伝承の複雑化」『信濃』三二一（のちに一部改稿して、拙書『年中行事の研究』桜楓社 一九九二年七月 の六章第三節に収載）、

および、「エビス太夫と地域のエビス信仰」（『比較民俗学のために—小島環礼教授退官記念論集』同論集刊行委 一二〇〇一年三月 所収）において、東日本農村部の実態について論じたことがある。

(4) これについては、拙稿「信州大町市周辺のエビス信仰」（岩井宏實編『技と形と心の伝承文化』慶友社 平成十四年三月 所収）においてまとめた。

(5) 前掲註(2)および、「信陽新聞」昭和二十七年十一月十六日の記事による。

(6) 括弧内の数については、「本城村誌（民俗編）」長野県東筑摩郡本城村 平成十年三月 一〇二八ページ

(7) 前掲註(6) 同書 一〇一～一〇三ページ

(8) 前掲註(6) 同書 一〇三ページ

(小稿は、成城大学特別研究助成による平成十五・十六年度の研究プロジェクト「地域社会再構築の比較文化史的研究」の成果の一部である。)